

クレジット契約約款

(定義)

- 第1条 本約款における用語の定義は、次のとおりとします。
- 「クレジット契約」とは、契約者が、取扱店から購入する商品の代金または取扱店から提供を受ける役務の対価の全額または一部の額を取扱店へ立替払いすることを東京ガスリース株式会社(以下「当社」といいます。)に委託し、当社がこれを受託するとともに、当該立替払い額(以下「立替金」といいます。)または立替金に当社所定の分割払手数料を加えた額を、契約者が、当社と合意した期間にわたって分割して、または当社と合意した時期に一括して当社に支払う契約をいいます。
 - 「申込者」とは、当社にクレジット契約を申込みをいいます。
 - 「契約者」とは、当社とクレジット契約を締結した者をいいます。
 - 「取扱店」とは、当社のクレジットを取扱う販売事業者および役務提供事業者をいいます。
 - 「商品等」とは、申込者が取扱店から購入する商品および取扱店から提供を受ける役務をいいます。
 - 「売買契約等」とは、申込者が取扱店との間で締結する売買契約および同役務提供契約をいいます。
 - 「分割支払金」とは、クレジット契約にもとづき契約者が当社に支払う各回の金額をいいます。

(クレジット契約の申込み)

- 第2条 申込者は当社に対し、当社の個人情報取扱規程およびクレジット契約約款(以下「本約款」といいます。)を了承し、かつ本約款を契約の内容及びことに合意のうえ、クレジット申込書に所定事項を自署押印しクレジット契約(以下「本契約」といいます)を申込みます。

(本契約の成立時点)

- 第3条 本契約は、当社が、申込者からの本契約の申込みを所定の手続きをもって承諾し、取扱店にその旨を通知したときに成立します。
- 当社は、申込者からの本契約の申込みを承諾しない場合は、その旨を取扱店に通知します。この場合、申込者には取扱店からその旨が通知されます。
 - 申込者と取扱店との売買契約等は、申込者がその申込をし、取扱店がこれを承諾したときに成立します。ただし、その効力は本契約が成立したときに発生します。
 - 当社が申込者からの本契約申込を承諾しない場合は、売買契約等は、本契約の申込時に遡って成立しなかったものとします。

(商品等の引渡し時期)

- 第4条 商品等は、本契約が成立した後、契約者と取扱店が約定する期日に取扱店から契約者に引渡され、または提供されるものとします。

(商品の所有権の移転時期および所有権留保に伴う特約)

- 第5条 商品の所有権は、当社が立替金を取扱店に支払ったときに取扱店から当社に移転し、本契約にもとづく契約者の債務が返済されるまで当社に留保され、同債務が返済されたときに当社から契約者に移転するものとします。
- ただし、国または地方公共団体の補助制度による補助金支給対象となる商品については、当社はその所有権を留保しないものとし、当社が立替金を取扱店に支払ったときに所有権が取扱店から契約者へ移転するものとします。
 - また、本契約にもとづく契約者の債務が返済されるまで当社の所有権留保を条件とする補助制度を利用する場合、前項は適用しないものとします。
 - 契約者は、商品の所有権が当社に留保されている間は、次の事項を遵守します。
 - 善良なる管理者の注意をもって商品を管理すること。
 - 質入れ、譲渡、賃貸その他当社の商品の所有権を侵害する行為をしないこと。
 - 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合は、速やかにその旨を当社に連絡するとともに商品の所有権が当社にあることを主張証明してその

排除に努めること。

(商品の滅失、損傷の場合の責任)

- 第6条 契約者は、商品の所有権が当社に留保されている間に商品が、契約者の責めにより、または不可抗力により、滅失もしくは損傷したときは、速やかにその旨を当社に通知するものとします。
- 前項の場合においても、契約者は、分割支払金の支払義務を免れないものとします。
- (分割支払金の支払)
- 第7条 契約者は、分割支払金を契約書記載の期間にわたり、契約書記載の期日に契約書記載の支払方法により当社に支払うものとします。

(住所の変更)

- 第8条 契約者および連帯保証人は、契約書記載の住所を変更した場合は、その旨を遅滞なく当社に通知するものとします。
- 契約者および連帯保証人は、前項の通知を怠った場合は、当社から発した書面が延着または不到着となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、契約者および連帯保証人が当社への住所変更通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

(反社会的勢力の排除)

- 第9条 申込者(本契約の成立後は契約者。本条において以下同じ。)または連帯保証人予定者(本契約の成立後は連帯保証人。本条において以下同じ。)は、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団 (2)暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者 (3)暴力団準構成員 (4)暴力団関係企業 (5)総会屋等 (6)社会運動等標ぼうゴロ (7)特殊知能暴力集団等 (8)前各号の共生者 (9)その他前各号に準ずる者
 - 申込者または連帯保証人予定者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 (5)その他前各号に準ずる行為
 - 申込者または連帯保証人予定者が本条の第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、本条の第1項もしくは第2項の規定にもとづく確約に関する虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、契約を締結すること、または契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、申込者または連帯保証人予定者との契約の締結を拒絶し、または本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、申込者または連帯保証人予定者は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

(期限の利益の喪失)

- 第10条 契約者は、契約者が次のいずれかの事由に該当したときは、本契約にもとづく債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - 自ら振出した手形もしくは小切手が不渡りになったとき、または支払を停止したとき。
 - 差押、保全差押、仮差押もしくは仮処分申立を受けたとき、または滞納処分を受けたとき。
 - 破産、民事再生、特別清算もしくは会社更生の手続開始の申立をしたとき、またはこれらの申立を受けたとき。
 - 契約者が本契約に係る売買契約等を営業のために、または営業として契約するなど売買契約等が割賦販売

法第35条の3の60第2項に該当する場合は、分割支払金の支払を1回でも遅滞したとき。

- 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の商品の所有権を侵害する行為をしたことを当社が認識したとき。
 - 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社からの請求により本契約にもとづく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行します。
 - 本契約にもとづく義務の違反が重大であるとき。
 - 信用状態が著しく悪化したとき。
- (遅延損害金)
- 第11条 契約者は、分割支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払がなされた日まで当該分割支払金に法定利率を乗じた額を遅延損害金として当社に支払います。

(支払費用の負担)

- 第12条 契約者は、分割支払金をやむをえず口座振替以外の方法で支払う場合は、その支払に要する費用を負担します。

(商品の引取りおよび評価充当)

- 第13条 契約者が期限の利益を喪失したときは、当社は留保した所有権にもとづき商品を引取ることができるものとします。なお、当社が商品を引取った場合は、契約者は商品の引取り費用、取外し費用および運搬費用を直ちに当社に支払うものとし、当社は商品取外し後の原状回復義務を負いません。
- 契約者は、当社が前項の規定により商品を引取ったときは、当社が決定した相当な価格をもって本契約にもとづく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。この場合、過不足が生じたときは契約者と当社の間で清算します。

(見本、カタログ等と商品等の相違による契約の解除等)

- 第14条 契約者は、見本、カタログ等にもとづく取扱店に売買契約等の申込みをした場合において、取扱店から引渡され、または提供された商品等が見本、カタログ等と相違していることが明らかなどときは、速やかに取扱店に商品の交換または役務の再提供を申出るものとします。
- 前項の申出にも拘らず、取扱店が見本、カタログ等どおりの商品への交換または見本、カタログ等どおりの役務の再提供を行わない場合は、契約者は、売買契約等を解除できるものとします。
 - 契約者は、前項の規定により売買契約等を解除した場合は、速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。

(支払停止の抗弁)

- 第15条 契約者は、次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社に対する分割支払金の支払を停止することができます。

- 売買契約等にもとづく商品の引渡し、または役務の提供が取扱店によりなされないこと。
 - 商品等に損傷、汚損、故障その他、種類、品質または数量に関して契約の内容及びに不適合があること。
 - その他商品の販売または役務の提供について、取扱店に対して生じている事由があること。
- 契約者は、前項の規定により支払を停止する場合は、その旨を当社に申出るものとします。
 - 契約者は、分割支払金の支払停止を当社に申出るにあたっては、事前に支払停止事由の解消のため取扱店と交渉するよう努めるものとします。
 - 当社は、契約者から第2項の申出があった場合は、直ちに所要の手続きを取るものとします。
 - 契約者は、支払停止の申出をしたときは、速やかにその事由を記載した書面および資料があるときは、その資料を当社に提出するよう努めるものとします。
 - 契約者は、当社が契約者から第2項の申出を受け、当該事由について調査をする必要があるときは、その調査に協力するものとします。
 - 契約者は、第1項の規定に拘らず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできません。
 - 本契約にもとづく債務の支払が本契約を締結した時から2か月以内に行われる約定であることにより、本契

約が割賦販売法の適用を受けないとき。

- 本契約に係る売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第2項に該当するとき。
- 本契約にもとづく分割支払金の総額が4万円に満たないとき。
- 契約者による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
- 第1項各号の事由が契約者の責めに帰すべきものであるとき。

(早期完済)

- 第16条 契約者は、分割支払金の支払を約定どおり履行しているときは、約定支払期間の中途で残分割支払金の全額を一括して繰上げて支払うことができます。
- 契約者は、前項の規定にもとづき残分割支払金の全額を一括して繰上げて支払おうとする場合は、あらかじめその旨を当社に申出るものとします。
 - 当社は、契約者が第1項の規定にもとづき残分割支払金の全額を一括して繰上げて支払おうとする場合は、残分割支払金から当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料を控除した額を一括繰上げ支払額とします。ただし、残分割支払金に分割払手数料が加えられていない場合は、残分割支払金をそのまま一括繰上げ支払額とします。

(連帯保証人)

- 第17条 連帯保証人は、本契約にもとづく契約者の当社に対する次の各号に掲げる支払債務を保証し、契約者と連帯して債務履行の責任を負います。

- 第7条に規定する分割支払金
 - 第11条に規定する遅延損害金
 - 第13条に規定する商品の引取り費用、取外し費用および運搬費用。ただし10万円を限度とする。
- 当社が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、契約者および他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
 - 連帯保証人が法人でないときは、次の各号に掲げる規定が適用されるものとします。
 - 契約者は、契約者の財産および収支の状況、契約者が主たる債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況、および契約者が主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容に関する情報のすべてを、法人ではない連帯保証人に提供済であること、および提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、当社に対して表明および保証します。
 - 法人ではない連帯保証人は、契約者から前号の情報すべての情報を受けたことを、当社に対して表明および保証します。
 - 契約者は、当社が連帯保証人に対して、契約者の当社に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

(住民票取得等の同意)

- 第18条 契約者および連帯保証人は、本契約の申込に係る審査のために、または債権管理のために当社が必要とする場合には、契約者および連帯保証人の住民票を当社が取得し、当該目的に利用することに同意します。

(合意管轄裁判所)

- 第19条 契約者、当社および連帯保証人は、本契約に係る争いについては、訴額の如何に拘らず、契約者もしくは連帯保証人の住所地または当社の本店を管轄する簡易裁判所もしくは地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(約款の改定)

- 第20条 本約款は、法令の変更または監督官庁の指示その他、必要が生じたときは民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期については、効力発生時期が到来するまでに、当社ホームページなどのインターネット、その他適切な方法により周知します。